

平成29年度
森林及び林業の動向

平成30年度
森林及び林業施策

概要

この文書は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第1項の規定に基づく平29年度の森林及び林業の動向並びに講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく平成30年度において講じようとする森林及び林業施策について報告を行うものである。

平成29年度 森林及び林業の動向

トピックス

1. 森林環境税(仮称)の創設 1
2. 日EU・EPA の交渉結果等 1
3. 「地域内エコシステム」の構築に向けて 1
4. 「日本美^{うつく}しの森 お薦め国有林」の選定 2
5. 明治150年～森林・林業の軌跡～ 2

第Ⅰ章 新たな森林管理システムの構築

1. 我が国の森林管理をめぐる課題 3
2. 森林・林業の再生に向けた取組の成果と現状 6
3. 新たな森林管理システムの構築の方向性 6
4. 新たな森林管理システムの構築に向けた川上と川下の連携 9

第Ⅱ章 森林の整備・保全

1. 森林の適正な整備・保全の推進 10
2. 森林整備の動向 10
3. 森林保全の動向 11
4. 国際的な取組の推進 12

第Ⅲ章 林業と山村(中山間地域)

1. 林業の動向 14
2. 特用林産物の動向 16
3. 山村(中山間地域)の動向 17

第Ⅳ章 木材産業と木材利用

1. 木材需給の動向 18
2. 木材産業の動向 20
3. 木材利用の動向 21

第Ⅴ章 国有林野の管理経営

1. 国有林野の役割 23
2. 国有林野事業の具体的取組 23

第Ⅵ章 東日本大震災からの復興

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組 25
2. 原子力災害からの復興 26

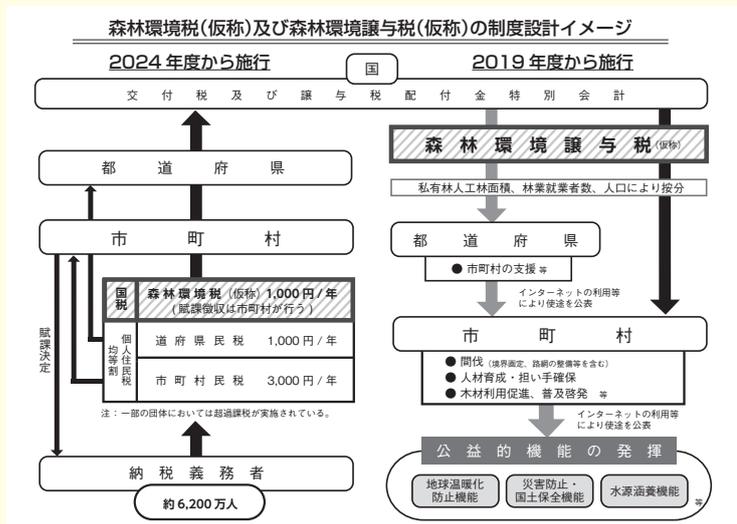
平成30年度 森林及び林業施策 27

注：本報告に掲載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

トピックス

1. 森林環境税(仮称)の創設

- 「平成30年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要の財源に充てるため、平成31(2019)年度の税制改正において森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することが決定。
- 森林の有する公益的機能は国民に広く恩恵を与えるものであり、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組み。
- 森林環境税(仮称)の課税は2024年度から、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、新たな森林管理システムの構築と合わせ平成31(2019)年度から行うこと、また、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、並びに都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないことが示される。



トピックス

2. 日EU・EPAの交渉結果等

- 日EU・EPAについては、平成25(2013)年4月から交渉を開始し、平成29(2017)年12月に交渉妥結。
- 主な林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保。(7年の段階的削減の後8年目に撤廃)
- 日EU・EPAの大枠合意及びTPP11の大筋合意を踏まえて平成29(2017)年11月に改訂した「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、木材加工施設の生産性向上、競争力のある品目への転換、効率的な林業経営が実現できると見込まれる地域における原木供給の低コスト化等を推進。

トピックス

3. 「地域内エコシステム」の構築に向けて

- 農林水産省と経済産業省は、両省の大臣の合意により、副大臣及び大臣政務官による共同研究会を設置し、平成28(2016)年12月から平成29(2017)年6月にかけて、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用できるようにするため、担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築を目指した検討を実施。
- 研究会では、平成29(2017)年7月に木質バイオマスの新たな施策である「地域内エコシステム」の具体的な内容について整理し、日本の山村地域において同システムの実証、普及及び展開が図られていくよう、報告書『「地域内エコシステム」の構築に向けて～集落を対象とした新たな木質バイオマス利用の推進～」を取りまとめ。
- 同システムは、集落を主たる対象とし、行政を中心とした地域の関係者から成る協議会が主体となって、地域への還元利益を最大限確保するため、効率の高い熱利用や熱電併給等を行うものとして整理。

トピックス 4. 「日本美しい森 お薦め国有林」の選定

- 林野庁では、平成28(2016)年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、平成29(2017)年度から国有林の「レクリエーションの森」*を核とした山村地域における観光地域づくりの取組を推進。
- 観光資源としての潜在的魅力があり、観光庁や環境省の施策、農泊と連携した取組が可能となるレクリエーションの森を、「日本美しい森 お薦め国有林」として、有識者の意見を踏まえ、全国で93か所選定。

*林野庁では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林を「レクリエーションの森」に設定し、国民に提供。平成29(2017)年4月現在、全国983か所で設定。

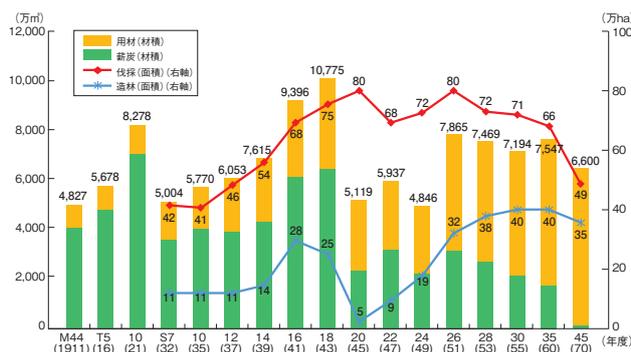


トピックス 5. 明治150年～森林・林業の軌跡～

- 平成30(2018)年は、明治元(1868)年から起算して満150年。
- 明治9(1876)年から林野の官民有区分、明治30(1897)年の森林法制定、明治32(1899)年の国有林野法制定といった過程を経て、近代的な森林・林業行政を推進するための体制が確立。当時の国有林は、農林省山林局、宮内省皇室林野局、内務省北海道庁の所管に分かれており、昭和22(1947)年に現在の国有林に統一。
- 明治期には鉄道用の枕木、マッチの軸木等が主要な輸出品目であったほか、クスノキから抽出される樟脳は重要な工業製品であるセルロイド*の原料となるなど、木材や木材由来の製品が外貨獲得や我が国の工業生産に貢献。戦後には、復興や高度経済成長に必要とされた大量の木材供給に国有林が貢献。
- 戦後から著しく荒廃してしまった森林の復旧に取り組み、先人の多大な努力により多くの人工林を造成。その後、林業の採算性の悪化や森林の有する公益的機能への期待の高まり等、これまでの様々な状況を経て、今日の充実した人工林資源が成り立ち。これらを踏まえて、林業の成長産業化の実現に向けた施策を推進していく必要。

*硝酸セルロースに樟脳を混ぜて熱し圧縮した熱可塑性の樹脂。おもちゃや文房具等に使用。

戦前・戦中・戦後の木材伐採量の推移



注1: 大正10(1921)年までと昭和7(1932)年からは出典が違いため、連続したデータとはならない。

2: 大正10(1921)年までは、薪炭材の材積は「1棚=100立方尺=2.7826m³」、用材の材積は「1石=0.27826m³」(明治44(1911)年のデータはそれぞれ、「1棚=108立方尺」「1尺木=0.33392m³」)で換算。

3: 造林は人工造林の数値。

資料: 林野庁「林業統計要覧」、農商務省「農商務統計表」

第 I 章 新たな森林管理システムの構築

1. 我が国の森林管理をめぐる課題

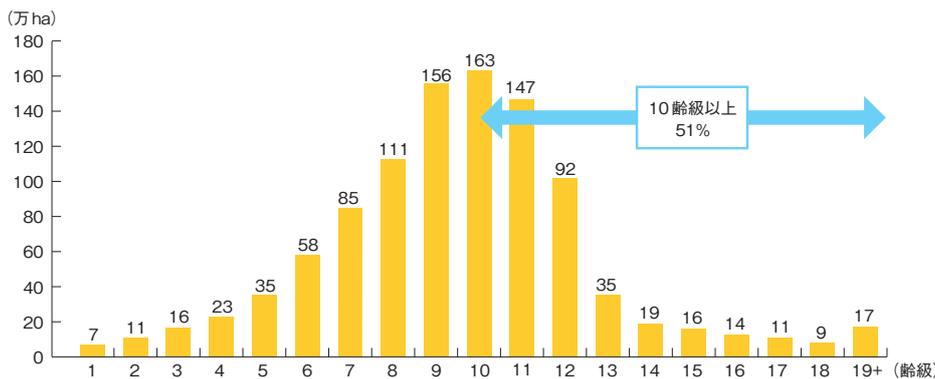
(1) 森林の多面的機能の発揮に向けた望ましい姿の実現に向けて

- 森林は地球温暖化防止や災害防止・国土保全、水源涵養^{かん}、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、それぞれの森林に応じた望ましい姿に誘導され、健全な状態で維持されることによって、広く国民一人一人に対して機能を発揮。
- 持続可能な森林の経営は国際社会においても共通の認識であり、間伐を繰り返し実施したり、主伐・再造林によって循環的に利用していくなど、林業の成長産業化を実現するとともに、森林の有する公益的機能を将来に向けて持続的に発揮させていくことが重要。
- 私有林の人工林(約670万ha)の約3分の1は既に集積・集約化し経営管理されていると推計。新たな仕組みの導入により経営管理の集積・集約を促進し、林業経営に適した森林(約3分の1)は意欲と能力のある林業経営者により林業的利用を継続し、林業経営に適さない森林(約3分の1)は、市町村の管理により自然に近い森林に誘導。

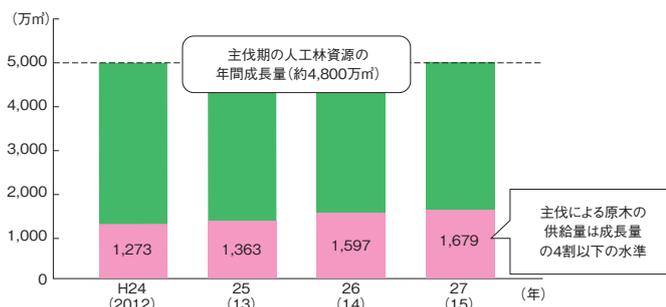
(2) 森林資源の充実とその利活用の状況

- 我が国の森林面積は国土面積の約3分の2にあたる約2,500万haであり、このうち約1,000万haが人工林。人工林の約半数が10 齢級以上となり、主伐期を迎えている状況。
- 主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均成長量は、推計で年間4,800万m³であるが、主伐による原木の供給量は近年増加傾向にあるものの、平成27(2015)年は1,679万m³と平均成長量の4割以下の水準。
- このように、人工林資源はかつてないほど充実。人工林が本格的な利用期を迎えた今、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、多様で健全な森林の整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営に向けた施策を推進していく必要。

人工林の齢級別面積



主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



(3) 我が国林業の構造的な課題

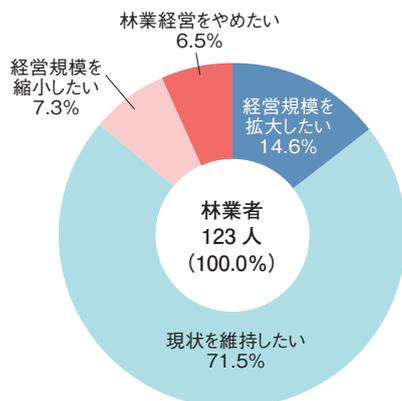
- 我が国の林業は、森林資源が十分に活用されていない現状にあり、これは、森林所有者の現状を維持したいとの意向や主伐、再造林、保育といった循環的な経営を行う意欲が低いことと林業経営者の規模拡大指向とのミスマッチ、路網整備や高性能林業機械の導入が進んでいないこと等が原因。これらの課題は海外との比較により、より具体化。これらの課題を解決するため、新たな森林管理システムの構築が必要。
- 欧州の代表的な林業国であるオーストリアは、欧州の中では森林所有規模が小さく、所有面積が50ha未満の森林所有者による森林面積が約3割であるのに対し、ドイツでは約1割。日本は更に所有規模が小さく、オーストリアにおける施業の集約化が参考。
- 同国では供給量の少なかった中小の森林所有者からの丸太供給を進めるため、1970年代から、公的な組織である農業会議所が主導して組織したWWG^{※1}（林業組合）やWV^{※2}（林業組合連合会）などにより、施業の集約化や丸太販売の協同化を推進。

※1 WWGはWaldwirtschaftsgemeinschaftの略。

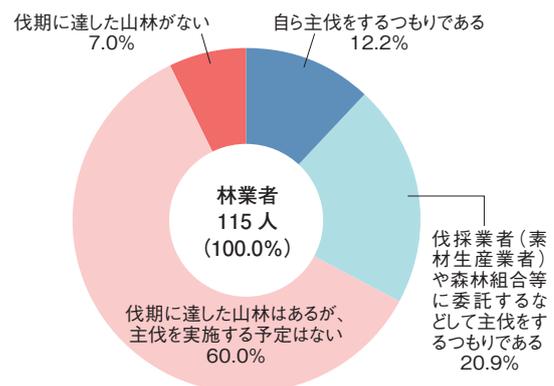
※2 WVはWaldverbandの略。

森林所有者の林業経営に関する意向

[林業経営規模の意向]



[今後5年間の主伐に関する意向]



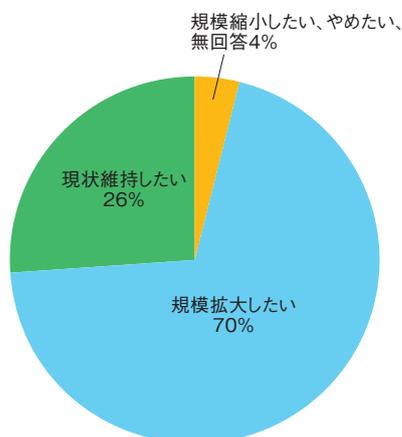
注1：計の不一致は四捨五入による。

注2：「今後5年間の主伐に関する意向」は、「林業経営規模の意向」で「経営規模を拡大したい」、「現状を維持したい」、「経営規模を縮小したい」と回答した者に対して行われたもの。

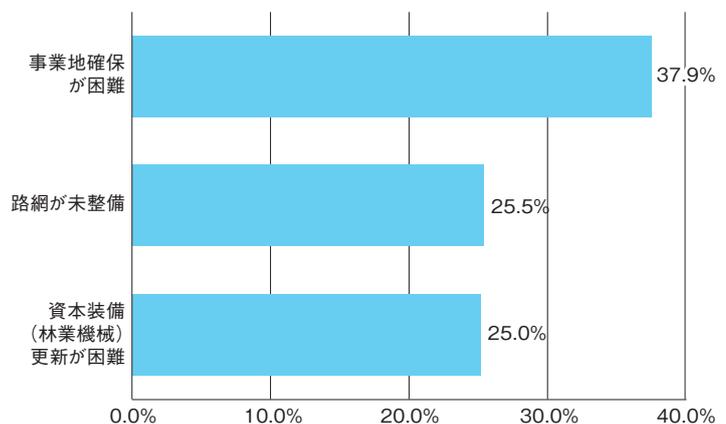
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」（平成27（2015）年10月）

林業経営者（素材生産事業者）の意向

[今後の経営規模に関する意向]



[事業を行う上での課題]

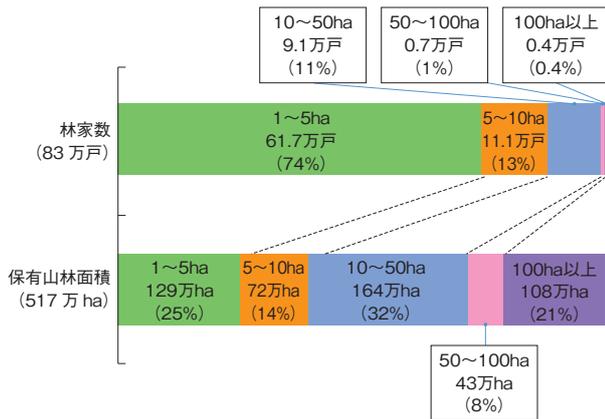


注：事業を行う上での課題については、複数回答可。また、雇用関係の課題は除く。

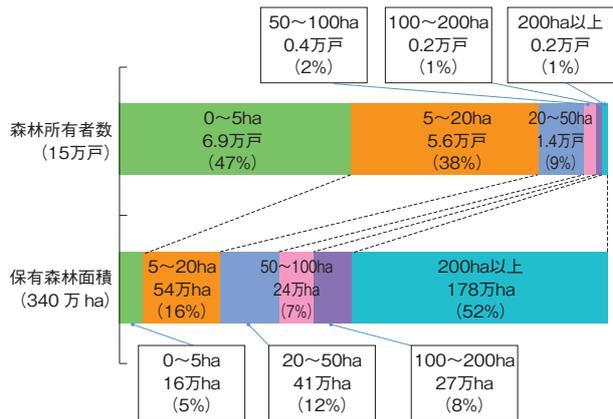
資料：林野庁木材産業課調べ。

日本とオーストリアの森林所有規模

【日本】



【オーストリア】



注1：()内の数値は合計に占める割合である。

注2：計の不一致は四捨五入による。

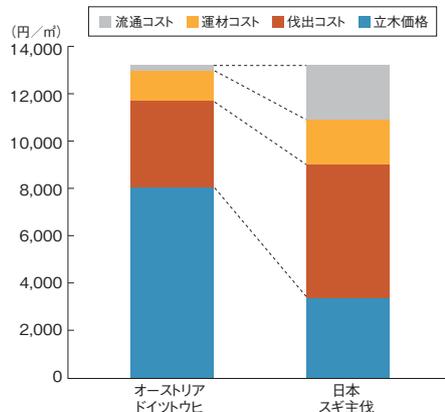
注3：日本の林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

注4：日本は平成27(2015)年、オーストリアは2010年の数値である。

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」、Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management (オーストリア連邦農林環境水管理省)「Sustainable Forest Management in Austria, Austrian Forest Report 2015」

- オーストリアの木材産業では、製材技術の革新により製材工場の大規模化が進んでおり、現在では、丸太消費量50万m³/年以上の大型製材工場が各地で出現し製品輸出を促進。このため、丸太の需要は大幅に増加しており、針葉樹丸太生産量も1970年代と比べてほぼ倍増。日本においても大型製材工場の出現により国産材の需要が増加しており、今後一層、丸太の供給体制を整える必要。
- オーストリアでは、これまでに高密度の路網整備や高性能林業機械の導入も進展し、効率的な素材生産を確保。また、ヨーロッパトウヒを主体とした森林では天然更新が主。日本は、地形が急峻であり多種多様な地質が複雑に分布していること、主要樹種であるスギ・ヒノキには植栽が必要であることなど、状況に違いがあるものの、一層の効率化を進める必要。
- オーストリアと日本の木材価格に占める丸太生産や流通、立木価格といったコストの構成割合を比較すると、我が国では丸太生産や流通に占めるコストが大きい傾向。このため、我が国の林業では、丸太生産のみならず、流通の効率化にも取り組む必要。

丸太価格におけるコスト比較

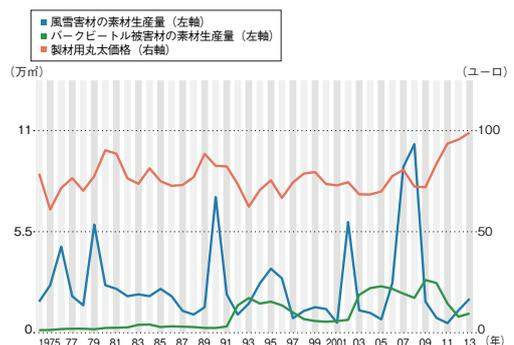


注：「ドイツトウヒ」は本文中の「ヨーロッパトウヒ」を示す。

資料：久保山裕史(2013)森林科学, No.68:9-12に基づき試算。

《コラム》 オーストリアの自然災害と木材価格の関係

オーストリアではしばしば風水害等の自然災害が生じており、2008年には約1,000万m³を超える被害が発生。翌年には、キクイムシの一種であるBark beetleによる被害量が前年から約1.5倍の約300万m³に増加。被害木の処理により大量の丸太が供給されることに連動して、材価も2009年には70€/m³に下落。自然災害が少ない2011年以降には100€/m³まで上昇。同国から日本に輸入される木材の価格にも影響する可能性。



2. 森林・林業の再生に向けた取組の成果と現状

- 我が国においては、間伐等の森林整備の推進や国産材の需要拡大により、供給量についても大幅に増加しており、平成28(2016)年には木材自給率が34.8%に達するなど森林・林業の再生に向けた兆し。
- 一方で、森林経営計画の認定率について約3割にとどまっているほか、路網整備や人材の育成・確保等の更なる取組が必要。
- 林業の生産性は向上しておらず、山元の利益が十分に確保されない中、再造林費用を負担することが難しく、循環的な林業が実現できる状況には至っていない。

3. 新たな森林管理システムの構築の方向性

(1) 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

- 我が国の人工林の約半数が主伐期を迎えている中、森林の有する公益的機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現させていくためには、森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化した上で、我が国林業の課題を打破していくための仕組みを構築し、適切な森林管理が行われていくことが必要。

《事例》 にしあわくらそん もり 西粟倉村百年の森林構想

岡山県の西粟倉村は村の面積5,800haのうち93%を森林が占めており、人工林の多くが50年生を迎えている。これを村ぐるみで適切に管理し、美しい森林に囲まれた上質な田舎を実現するとの「百年の森林構想」を村の方針として打ち立て。

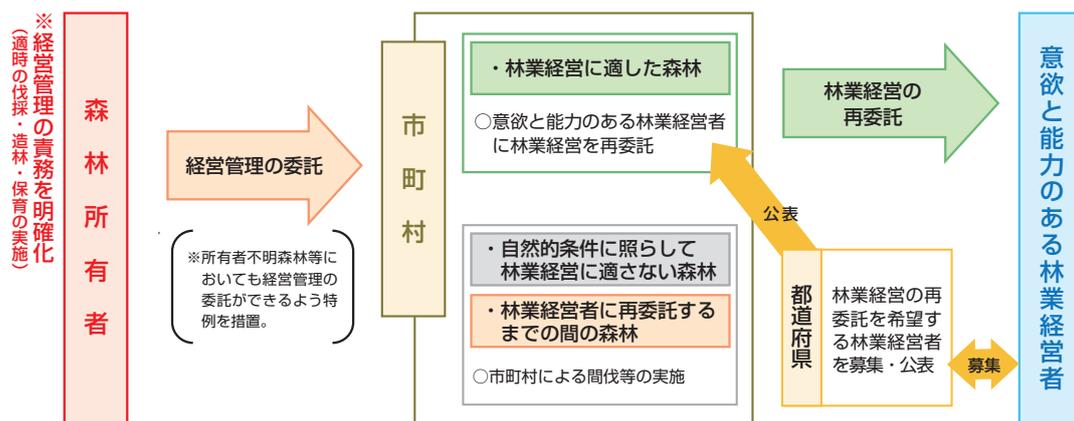
この中では、個人所有の森林を村が預かって管理・整備を行う「長期施業管理に関する契約」を進めることとしており、契約目標の私有林3,000haに対して、平成29(2017)年12月現在約1,500haの契約を締結。地元の地方公共団体が主体的に森林管理に関わるとの安心感により、契約を伸ばしているところ。



(2) 意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積

(ア) 森林所有者自らが森林の経営管理ができない森林の市町村への経営管理権限の集積

- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託等を受け、意欲と能力のある林業経営者につなぎ、森林の経営管理の集積・集約化を行うとともに、自然条件が悪く再委託ができない等の森林は市町村が管理を行う仕組みの構築。



(イ)意欲と能力のある林業経営者の育成

- 森林所有者・林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有することや、主伐後の再造林の実施体制を有するなど林業生産活動の継続性を確保できることといった、効率的かつ安定的な林業経営を実現できることなどが、意欲と能力のある林業経営者に求められている。
- 森林組合や素材生産業者、自伐林家等がこうした林業経営者の対象と見込まれ、地域の実情に応じて、育成・確保を図ることが重要。

《事例》 伐採搬出ガイドラインサミット

宮崎県の素材生産事業体を中心に設立された「ひむか維森の会」では、平成20(2008)年に素材生産を行う際の「伐採搬出ガイドライン」を策定し、素材生産に係る環境負荷の低減や、再造林支援を促す等の取組を推進。平成23(2011)年には、環境配慮や資源循環(主伐後の再造林)、労働安全に関する、「責任ある素材生産事業体」の認証制度を発足。

同会ではこうした取組の全国への普及にも努めており、「伐採搬出ガイドライン」の活動を広げるため平成29(2017)年9月に、「伐採搬出ガイドラインサミットin宮崎・九州」を開催。全国から73の事業体等が参加し、ガイドラインを九州全域への展開を目指す新たな連携協議会の設置等に取り組むことを宣言。



(ウ)自然的条件等が不利な森林の適切な管理

- 自然的条件等から経済ベースで自立した林業経営を行うことが困難な人工林については市町村の公的管理により適切な施業が実施されることが必要。その際には、管理コストが小さくなるよう、針広混交の育成複層林等の公益的機能を発揮する森林へと誘導する必要。
- 市町村が自らの事業として実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民皆で森林を支える仕組みとして、森林環境税(仮称)の創設が「平成30年度税制改正の大綱」において取りまとめ。
- 奥地の天然林については、引き続き天然力を活用して維持。里山林については、期待する多面的な機能に応じて手入れを実施するなど、引き続き適切な管理を実施。

(3)森林の経営管理を集積していく上での条件整備

(ア)所有者不明森林への対応

- 所有者が不明である土地は、国土交通省の調査によると全体の約2割。特に森林については、4分の1を超えている状況。これまで、新たに森林の土地の所有者となった者の届出制度により把握に努めてきたほか、平成28(2016)年の森林法改正では、市町村が所有者情報等を記載した林地台帳を作成する制度を創設。
- 平成23(2011)年の森林法改正により、所有者が不明であっても、早急な間伐を行うことが必要な森林の間伐の代行ができる要間伐森林制度を措置。平成28(2016)年の同法改正により、共有林の所有者の一部が不明な場合でも、伐採・造林ができる共有者不確知森林制度を措置。

- 新たな森林管理システムにおいても、所有者不明森林も含めて適切な森林管理が促進されることが必要。

平成28年度地籍調査における土地所有者等^{※1}に関する調査
(平成28年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査)

	地域別 ^{※2} の調査結果 【()内の数字は調査対象筆数に対する割合】				
	全体	都市部 (DID)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	622,608	79,783	98,775	200,617	243,433
①登記簿上で所在確認	497,549 (79.9%)	68,203 (85.5%)	81,610 (82.6%)	166,648 (83.1%)	181,088 (74.4%)
②登記簿のみでは所在不明	125,059 (20.1%)	11,580 (14.5%)	17,165 (17.4%)	33,969 (16.9%)	62,345 (25.6%)

※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
 ※2 1調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

資料：国土交通省「国土審議会土地政策分科会特別部会第1回資料」より抜粋

(イ)境界不明森林への対応

- これまで森林GISの導入等を進めるとともに、境界不明森林における境界の明確化に取り組んできたところ。森林の境界確認に空中写真と森林GISのデータを利用するなど、業務の効率化を図る取組も実施。

《事例》 境界の確認等におけるドローン(無人航空機)活用の取組

(公社)徳島森林づくり推進機構では、「儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業」を実施。同事業では、ドローンを活用した図面を作成し、高齢者や不在村者など現地での境界確認が困難であったり、森林資源の把握と経済価値の判断が難しいなど、地域の森林・林業が抱える課題解決のために活用。



(ウ)路網整備の推進

- これまで、路網作設に係る技術の蓄積や技術者の育成等を進め、路網整備の推進を図ってきたところ。路網の現況延長はいまだ低位にあることから、路網整備を一層進める必要。

(エ)市町村の体制の整備

- 新たな森林管理システムの下では、市町村が新たな事務を担うことになるものの、施策を展開するための体制が十分ではない市町村が多い状況。
- このため、国や都道府県による支援や、森林総合監理士(フォレスター)等の技術者の地域林政アドバイザー^{*}としての活用、地方公共団体間の連携を進めていくことが重要。

※森林・林業に関して知識や経験を有する者を市町村が雇用等することを通じて、森林・林業行政の体制支援を図る制度。平成29(2017)年度に創設。

4. 新たな森林管理システムの構築に向けた川上と川下の連携

- 新たな森林管理システムを活かし林業の成長産業化を進めるためには、木材の生産流通構造改革を進めていく必要。
- 素材生産業者等と製材業者との間、また、製材業者と木材需要者の間には、原木・製品市場や木材問屋、商社など様々な主体が介在している現状。
- このため、川上から川下までの連携を進め、流通コストの削減や木材需要の拡大を図るため、マーケットインの発想によるサプライチェーンの再構築の促進等の取組が必要。
- 製材工場や木材市場等による森林の購入や経営受託など、新たな担い手による林業への参入の動き。

《事例》 ^{いまり}伊万里木材市場の取組

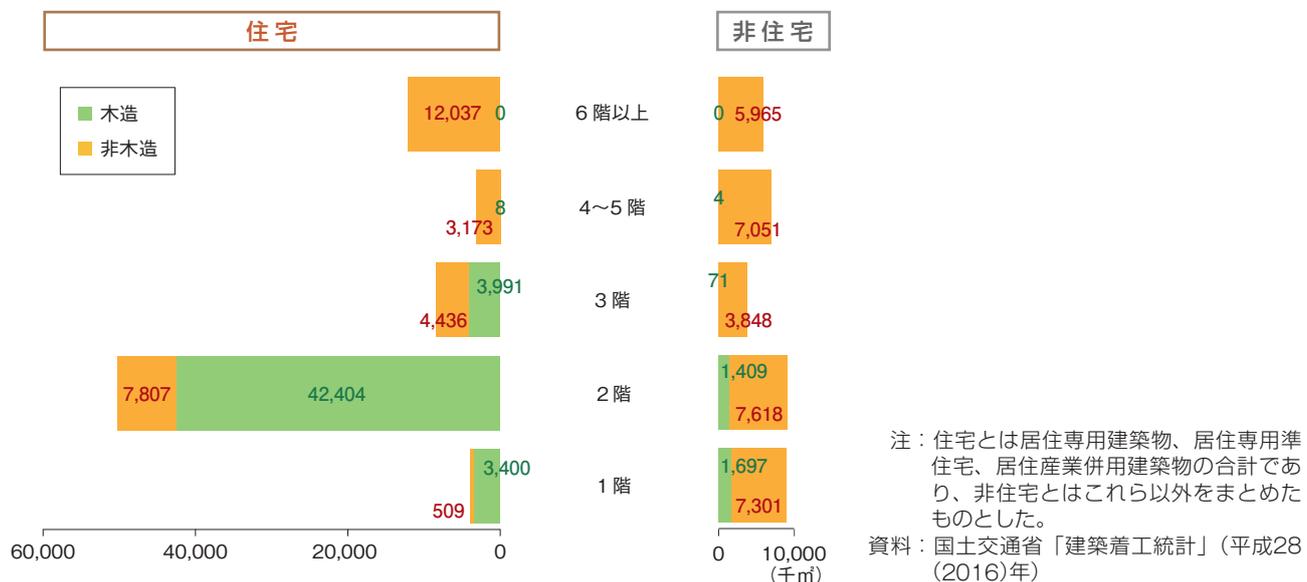
(株)伊万里木材市場は佐賀県伊万里市に本社、また、九州各地に営業所を持ち、約54万m³(平成28(2016)年)の原木(丸太)を取り扱う木材市場。同時に、森林整備や原木の安定供給のためのサプライチェーンの構築等、川上から川下までの様々な事業を実施。

同社では、原木調達の強化を目的として、森林所有者と契約期間を40～50年とする「長期山づくり経営委託契約」を結び、森林の管理経営の実務を同社と協力素材生産業者が実施。契約期間中に生産された原木は同社は全量買い取ることとし、この間の収益を育林の費用に積み立て、主伐・再造林を進めながら、安定的な丸太の調達とともに、山元への収益の還元も行える取組を実施。



- 合板や木質バイオマス利用によるB材、C材の需要が増加する一方で、今後は住宅着工戸数の伸びが期待できないことなどから、木造率が低位である非住宅分野において、A材需要を生み出していくことが重要。
- 比較的大規模であることが多い非住宅建築物等において、厳密な構造計算を行う際には、JAS製品を用いる必要。非住宅分野におけるA材の需要拡大のためには、JAS製材品を安定的に供給していく必要。

階層別・構造別の着工建築物の床面積



第Ⅱ章 森林の整備・保全

1. 森林の適正な整備・保全の推進

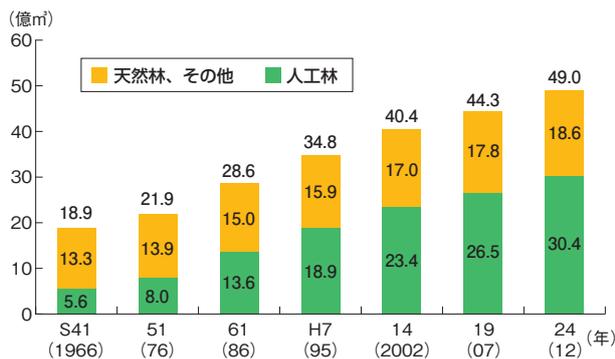
(1) 我が国の森林の状況と多面的機能

- 我が国の森林面積は約2,500万ha(国土の約3分の2)で、このうち約4割の約1,000万haが人工林。森林蓄積は約49億^{かん}m³(平成24(2012)年3月末現在)。
- 森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献。

(2) 森林の適正な整備・保全のための制度

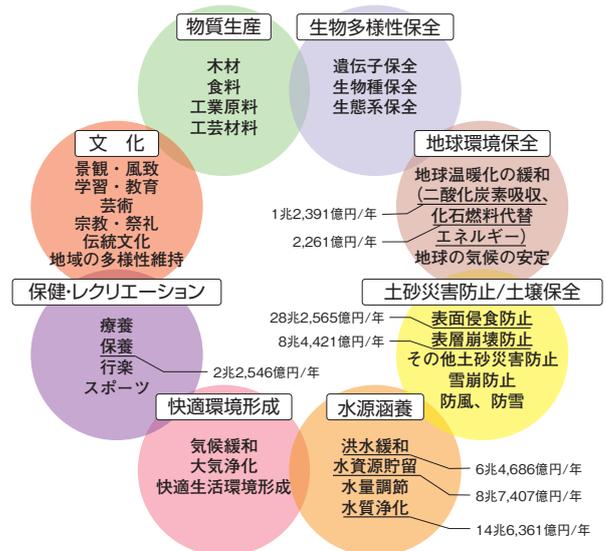
- 「森林・林業基本法」に基づき「森林・林業基本計画」(平成28(2016)年5月)、「森林法」に基づき「全国森林計画」(平成25(2013)年10月策定、平成28(2016)年5月変更)等を策定し、森林の整備・保全等を推進。
- 新たな森林管理システムを構築した後も、森林法の役割は今後とも必要。森林の適正な整備・保全は、森林計画制度の下で推進。

我が国の森林蓄積の推移



資料：「森林資源の現況」

森林の有する多面的機能



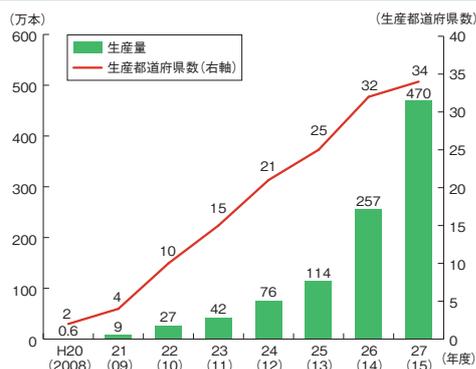
資料：日本学術会議答申及び同関連付属資料

2. 森林整備の動向

(1) 森林整備の推進状況

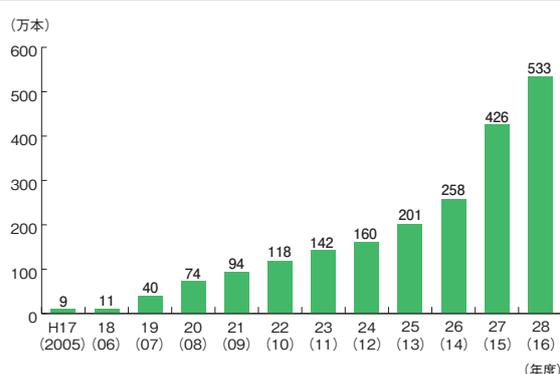
- 森林の有する多面的機能が十分発揮されるようにするためには、資源の適切な利用を進めつつ、主伐後の再造林や間伐等を着実に行うことが必要。
- 森林整備を推進するため、森林所有者等による主伐後の再造林、間伐等の森林施策や路網整備に対して、「森林整備事業」により支援。
- 森林所有者等が市町村長へ伐採後の造林に係る森林の状況を報告する制度を整備(平成28(2016)年の森林法改正)。また、外国資本による森林買収の事例について調査を実施(平成28(2016)年は29件、計202ha)。
- 主伐後の再造林に必要な苗木の安定供給が重要。「コンテナ苗」の生産拡大や第二世代精英樹の開発、早生樹の利用のほか、花粉発生源対策(少花粉スギ等の苗木の供給等)を推進。

コンテナ苗の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

スギの花粉症対策苗木の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

(2) 社会全体に広がる森林づくり活動

- 平成29(2017)年5月に富山県において「第68回全国植樹祭」を開催し、同11月に香川県において「第41回全国育樹祭」を開催。
- NPO(民間非営利組織)や企業等による森林づくり活動が拡大。経済界でも林業の成長産業化を通じた地方創生への期待が高まり。
- 「緑の募金」で森林整備等の寄附金を募集(平成28(2016)年は約21億円)。

(3) 研究・技術開発の推進

- 森林・林業・木材産業分野の課題解決に向けて、「森林・林業基本計画」に示された対応方向を踏まえ、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を策定。
- 同戦略を踏まえ、国や国立研究開発法人森林研究・整備機構、都道府県、大学、民間組織等が相互に連携しながら、研究・技術開発を実施。

(4) 普及の推進

- 「林業普及指導員」は全国で1,287人(平成29(2017)年4月現在)、「森林総合監理士(フォレストラー)」の登録者は1,169人(平成30(2018)年3月末現在)。
- 市町村の森林・林業行政について、森林総合監理士による支援や市町村が林業技術者を「地域林政アドバイザー」として雇用するなどの取組を推進。

3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

- 公益的機能(水源涵養、土砂流出防備等)の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定(平成28(2016)年度末で1,218万ha)。保安林以外の森林も「林地開発許可制度」で適正な利用を確保。

(2) 治山対策の展開

- 国・都道府県の「治山事業」により、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進。
- 山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。特に、大規模な災害が発生した場合には、地方公共団体への「山地災害対策緊急展開チーム」等の職員派遣や、被災都道府県等と連携した被害状況調査等の支援を緊急的に実施。
- 「平成29年7月九州北部豪雨」による流木災害の発生を受け、林野庁内に「流木災害等に対する治山対策検討チーム」を設置し、今後の事前防災・減災に向けた効果的な治山対策について検討し、「中間取りまとめ」として公表。さらに、緊急的・集中的に流木対策が必要な約1,200地区を選定し、今後おおむね3年間で流木対策を推進。

《コラム》「流木災害等に対する治山対策検討チーム」中間取りまとめの概要

中間取りまとめでは、今回の災害の発生メカニズムについて、記録的な豪雨による多量の雨水が凹地形へ集中し、立木の根系が及び範囲より深い部分で表層崩壊が発生したものと分析。

このことを踏まえ、今後、流木による被害を防止・軽減するため、間伐等による根系の発達促進、流木捕捉式治山ダムの設置等の治山対策を一体的に実施。



流木捕捉式治山ダム

(3) 森林における生物多様性の保全

- 「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24(2012)年9月閣議決定)を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原始的な森林生態系の保護・管理等を推進。
- 我が国の世界遺産等における森林の保護・管理を推進。平成29(2017)年6月、ユネスコエコパークに「祖母・傾・大崩」及び「みなかみ」の登録が決定。国内のユネスコエコパークは計9か所に。

(4) 森林被害対策の推進

- 近年、野生鳥獣による森林被害面積は減少傾向にあるものの依然として深刻。平成28(2016)年度には、全国で約7,000haの森林で野生鳥獣被害が発生し、約8割がシカによる被害。
- 被害の防除や個体群管理等を推進。平成28(2016)年5月の「森林法」の改正により市町村森林整備計画等において「鳥獣害防止森林区域」を設定し対策を推進。
- 松くい虫被害は、ピーク時の約5分の1(平成28(2016)年度は約44万㎡)であるが、依然として我が国最大の森林病虫害被害。マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発や抵抗性マツの苗木生産に取り組むとともに、薬剤等による「予防対策」や被害木くん蒸等の「駆除対策」等を実施。

主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移



- 注1：国有林及び民有林の合計。
 注2：森林及び苗畑の被害。
 注3：数値は、森林管理局及び都道府県からの報告に基づき、集計したもの。
 注4：計の不一致は四捨五入による。

資料：林野庁研究指導課調べ。



囲いわなによるシカの捕獲

4. 国際的な取組の推進

(1) 持続可能な森林経営の推進

- 2015年の世界の森林面積は40億ha(陸地面積の約31%)で、5年間で年平均331万ha減少。森林の減少は依然として続いているものの、他の土地利用への転用速度の減少等により、森林面積の減少は減速傾向。
- 森林は、「2030アジェンダ」において採択された17の「持続可能な開発目標(SDGs)」の多くに関連。我が国では、「SDGs実施指針」に基づき、資源の循環利用に向けた林業の成長産業化、森林の有する多面的機能の発揮等に向けた持続可能な森林経営、官民連携によるREDD+活動等の国内外の施策を推進。

- 森林認証(持続性等の基準により認証された木材等の購入を促す仕組み)には、国際的な「FSC(森林管理協議会)」と「PEFC」、我が国独自の「SGEC(一般社団法人緑の循環認証会議)」等による認証が存在。平成28(2016)年6月にSGECとPEFCとの相互承認が実現。

(2)地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化対策は「気候変動枠組条約」等の国際的枠組みの下で推進。
- 2015年のCOP21では、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する法的枠組みである「パリ協定」が採択。本協定は、2016年11月に発効。
- 平成28(2016)年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減以上、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比26%減と設定。各削減目標のうち、それぞれ約3,800万CO₂トン(2.7%)以上、約2,780万CO₂トン(2.0%)を森林吸収量で確保することを目標。このため、平成25(2013)年度から2020年度までの間において年平均52万ha、2021年度から2030年度までの間において年平均45万haの間伐の実施や地域材の利用等の森林吸収源対策を着実に実施する必要。平成28(2016)年度の間伐面積は44万ha。
- 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応や、政府の「気候変動の影響への適応計画」(平成27(2015)年11月)等に基づく適応策にも取り組み。

「パリ協定」の概要

パリ協定とは

- 開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
- 2015年のCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択され、2016年11月に発効。

協定の内容

- 世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施。
(削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる)
- 削減目標は5年ごとに提出・更新。
- 今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 開発途上国への資金支援について、先進国は義務、開発途上国は自主的に提供することを奨励。

森林関連の内容(協定5条)

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の実施及び支援を奨励。

資料：林野庁森林利用課作成。

(3)生物多様性に関する国際的な議論

- 我が国は、平成29(2017)年8月に、生物多様性条約の下での遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」(2010年採択)の98か国目の締約国に。

(4)我が国の国際協力

- 我が国は、技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進等に貢献。

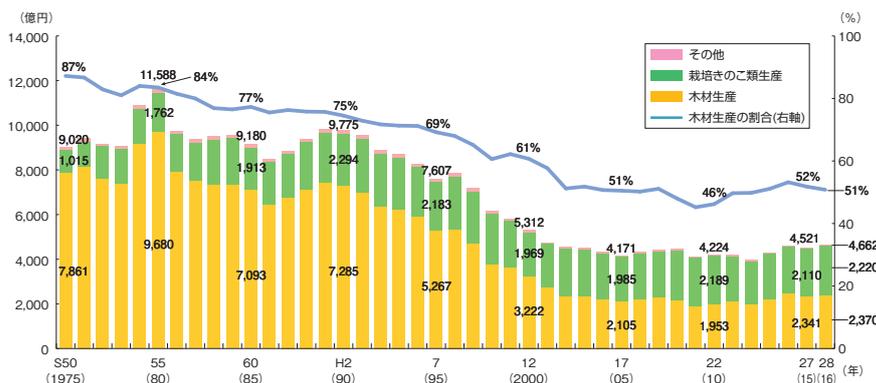
第三章 林業と山村(中山間地域)

1. 林業の動向

(1) 林業生産の動向

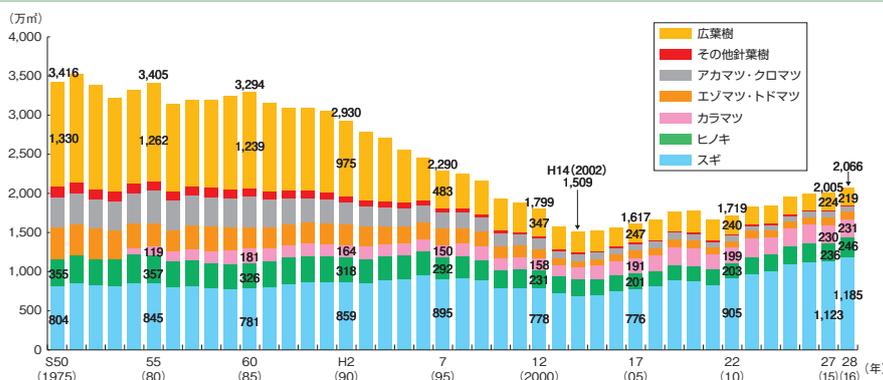
- 林業産出額は、近年はほぼ横ばいで推移。平成28(2016)年は前年比3%増の4,662億円と、平成14(2002)年以降で最も高い水準となった。
- 国産材の生産量は平成14(2002)年の1,509万m³を底に増加し、平成28(2016)年は2,066万m³。樹種別ではスギが1,185万m³(57%)、ヒノキが246万m³(12%)、カラマツが231万m³(11%)。地域別では東北(25%)、九州(24%)、北海道(16%)等が多い。

林業産出額の推移



注：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。
資料：農林水産省「林業産出額」

国産材の生産量の推移

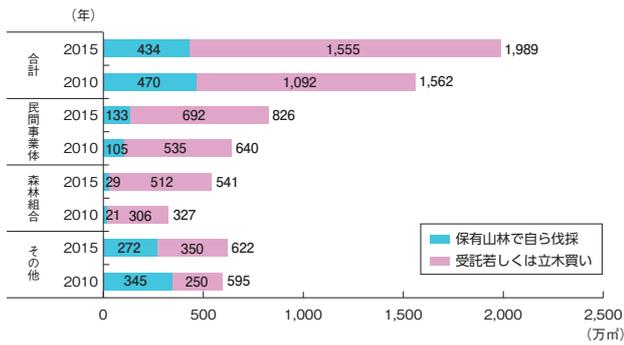


注：製材用材、合板用材及びチップ用材が対象(パルプ用材、その他用材、しいたけ原木、燃料材、輸出を含まない)。
資料：農林水産省「木材需給報告書」

(2) 林業経営の動向

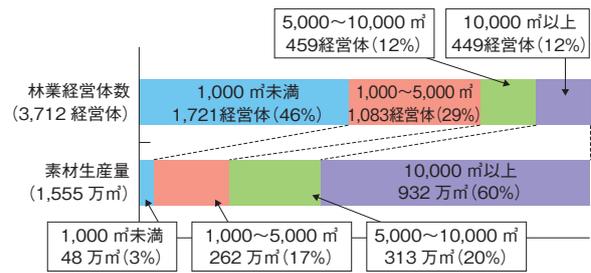
- 「2015年農林業センサス」によると、林家の数は約83万戸。保有山林面積が10ha未満の林家が88%を占め、小規模・零細な所有構造。
- 林業経営体による素材生産量は1,989万m³で5年前の前回調査から27%増加。民間事業者と森林組合による素材生産量の合計は1,367万m³で41%増加し、素材生産量全体に占める割合は、62%から69%に上昇。
- 素材生産量のうち、受託若しくは立木買いによる素材生産量の合計は1,555万m³で、その割合は70%から78%に上昇。
- 5年前の前回調査から素材生産量規模が大きい林業経営体の割合は増加しているが、素材生産量規模が小さい林業経営体が多い状況。
- 平成29(2017)年度税制改正により相続税の立木評価に関する標準価額の引下げ等の見直しを実施。

組織形態別の素材生産量 (平成22(2010)年と平成27(2015)年の比較)



資料：農林水産省「農林業センサス」

受託若しくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体の素材生産量規模別の林業経営体数と素材生産量

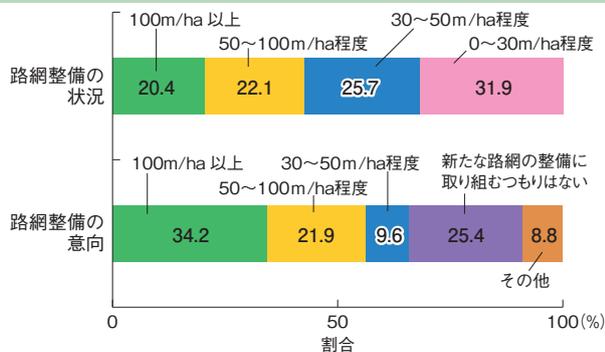


資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

(3) 林業の生産性の向上に向けた取組

- 効率的な作業システムにより生産性向上を図るためには、複数の森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」が必要。このため、提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」の育成、森林経営計画制度の現場の状況に応じた運用、集約化に必要な調査や合意形成等を推進。
- 林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進。
- 林業機械を活用した効率的な作業システムを普及するとともに、我が国の森林に対応した林業機械を開発・改良。
- 近年は情報通信技術 (ICT) の活用が進展。出材する木材の数量や出荷量等について、瞬時に把握する取組、レーザ計測やドローンにより把握した森林資源量の解析や丸太の計測作業、路網整備や間伐等の森林整備の計画策定等に活用。

路網整備の状況と意向



注1：林業者モニターを対象とした調査結果。

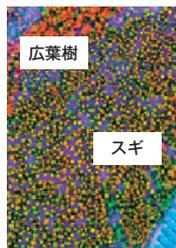
注2：計の不一致は四捨五入による。

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

《事例》 航空レーザ計測データを活用した施業集約化と林業経営の効率化の取組

山形県の金山町森林組合は、航空レーザ計測の実施により詳細な森林資源情報を整備。これらの情報を活用することで、森林のゾーニングや机上での路網計画の検討、木材生産量の予測が可能に。

タブレット端末等により取得した現場の画像を組み合わせて共有し活用することで、効率的な業務が実行可能となり、組織全体の生産性も向上。



《事例》 製造業と連携した林業の収益性向上に向けた取組

石川県では、コマツと連携し、低コスト作業システムの構築による林業の収益性向上のモデルづくりを推進。

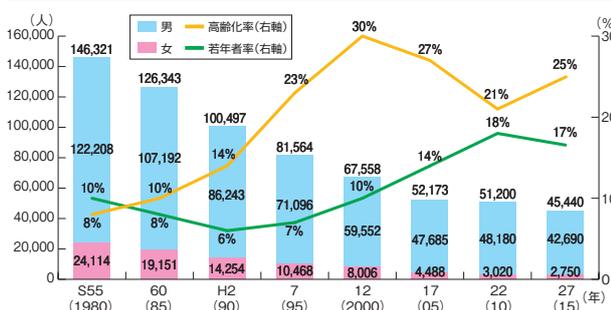
伐採前の森林資源量調査では、コマツが建設現場で実用化しているドローンの3D計測技術の活用により森林資源量を解析し、作業を省力化。また、丸太の計測装置を取り付けた高性能林業機械の活用により、造材時に自動的に直径や材積を計測し、作業を省力化。



(4) 林業労働力の動向

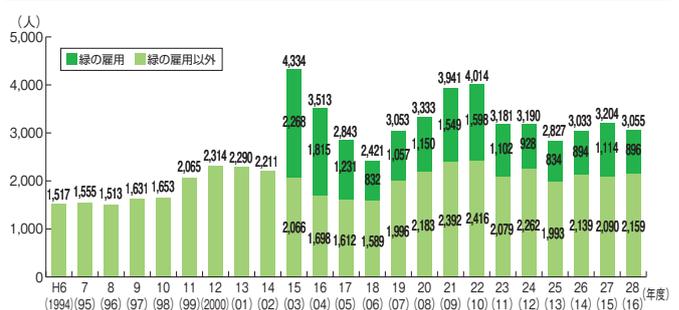
- 林業従事者数は減少傾向。伐木・造林・集材従事者は近年増加している一方で、育林従事者は長期的に減少傾向で推移。高齢化率(65歳以上)は平成22(2010)年には21%まで低下したが、平成27(2015)年は25%に上昇。若年者率(35歳未満)は平成22(2010)年には18%まで上昇したが、全産業の若年者率が低下する中、平成27(2015)年はほぼ横ばいの17%に。平均年齢は若返り傾向。
- 平成15(2003)年度から、林業就業に意欲を有する若者に対して基本的な技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施。平成28(2016)年度までに同事業活用による新規就業者は約1万7千人。平成23(2011)年度以降、新規就業者数は3千人前後で推移。
- 全国各地で、就業前の若手林業技術者の教育・研修機関を新たに整備する動きが活発化。
- 林業の労働災害発生率は依然として高水準であり、安全な労働環境の整備が課題。

林業従事者数の推移



注1：高齢化率とは、65歳以上の従事者の割合。
 注2：若年者率とは、35歳未満の従事者の割合。
 資料：総務省「国勢調査」

現場技能者として林業へ新規に就業した者(新規就業者)の推移

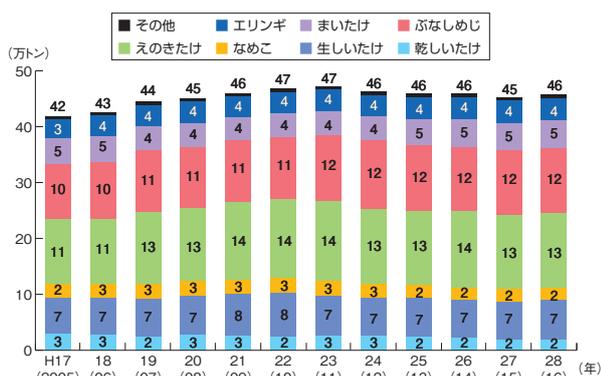


資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

2. 特用林産物の動向

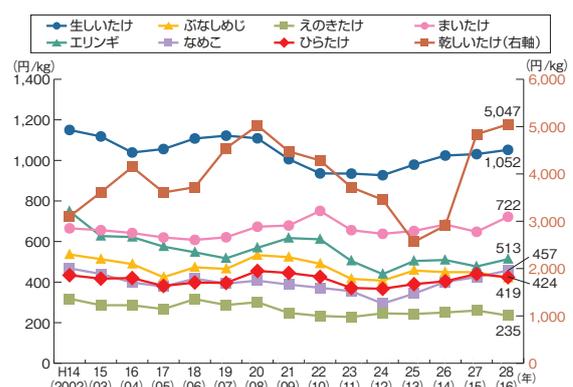
- 特用林産物は林業産出額の約5割を占め、地域経済の活性化や雇用の確保に貢献。
- 特用林産物の生産額の9割近くがきのご類。きのご類の生産量は平成23(2011)年以降はほぼ横ばい。きのご生産者戸数は減少傾向。
- きのご類の価格は、平成28(2016)年は全体的に上昇し、平成27(2015)年に前年から大幅に上昇した乾しいたけについても引き続き上昇。きのご類の消費拡大・安定供給等に向けた取組を支援。
- 木炭の生産量は長期的に減少傾向(平成28(2016)年は2.4万トン)。竹材(竹紙等の原料)の生産量は平成22(2010)年以降増加(同127万束)。薪の生産量は平成25(2013)年以降5万^m(丸太換算)前後で推移。このほか、山菜、薬草、漆等も生産。

きのご類生産量の推移



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

きのご類の価格の推移



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

3. 山村(中山間地域)の動向

(1) 山村の現状

- その多くが中山間地域に位置する山村は、住民が林業を営む場であり、森林の多面的機能の発揮に重要な役割。林業は、雇用の確保を通じて山村の振興に貢献する産業であり、これらの地域の振興を図る上でも、林業の成長産業化が大きな政策的課題。
- 「山村振興法」に基づく振興山村は国土面積の5割、林野面積の6割を占めるが、過疎化・高齢化が進行し、里山林等が荒廃。
- 一方、山村には豊富な森林資源、水資源、美しい景観、伝統・文化等があり、都市住民の関心も高まり。

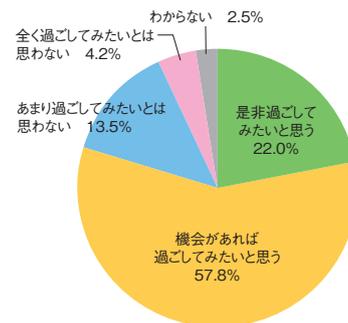
過疎地域等の集落で発生している問題 上位10回答(複数回答)



注：市町村担当者を対象とした調査結果。

資料：国土交通省及び総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28(2016)年3月)

農山村滞在型の余暇生活への関心度



注：消費者モニターを対象とした調査結果であり、この調査での「消費者」は、農林水産行政に関心がある20歳以上の者で、原則としてパソコンでインターネットを利用できる環境にある者。

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

(2) 山村の活性化

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」(平成29(2017)年12月)等において、地方創生の基本目標達成のための施策の一つとして林業の成長産業化が位置付け。森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要。
- 里山林等の保全管理を進めるためには、地域住民が森林資源を活用しながら持続的に里山林等と関わる仕組みをつくる必要がある。地域住民による里山林の保全管理や森林資源利用等の取組を支援。
- 自ら伐採等の施業を行う「自伐林家」が、近年、地域の林業の担い手として、特に地域活性化の観点から注目。
- 都市との交流を促進するため、森林空間を観光資源として活用する「農泊」の取組や環境教育、体験活動等の場として総合的に利用する取組を推進。

《事例》 住民自ら伐採等の施業を行い地域の山を守る活動を実施

島根県津和野町の「高田里山を守る会」は、里山林に侵入してきた竹の伐採や間伐等の森林整備を実施。里山林の景観が改善されるとともに、獣害も軽減。地区の自治会が主体となって立ち上げた同会の活動には、様々な世代が参加。地域のつながりを強めるとともに、高齢者にとっての生きがいにも。



《事例》 森林組合が中心となって農泊を推進

岐阜県中津川市加子母(旧加子母村)では、加子母森林組合が中心となり、地域が一丸となって「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備に向けた取組を実施。

マーケティングに基づく体験プログラムの開発等を行い、プロモーションの強化によってインバウンドを含む観光客の増加を目指す。



第Ⅳ章 木材産業と木材利用

1. 木材需給の動向

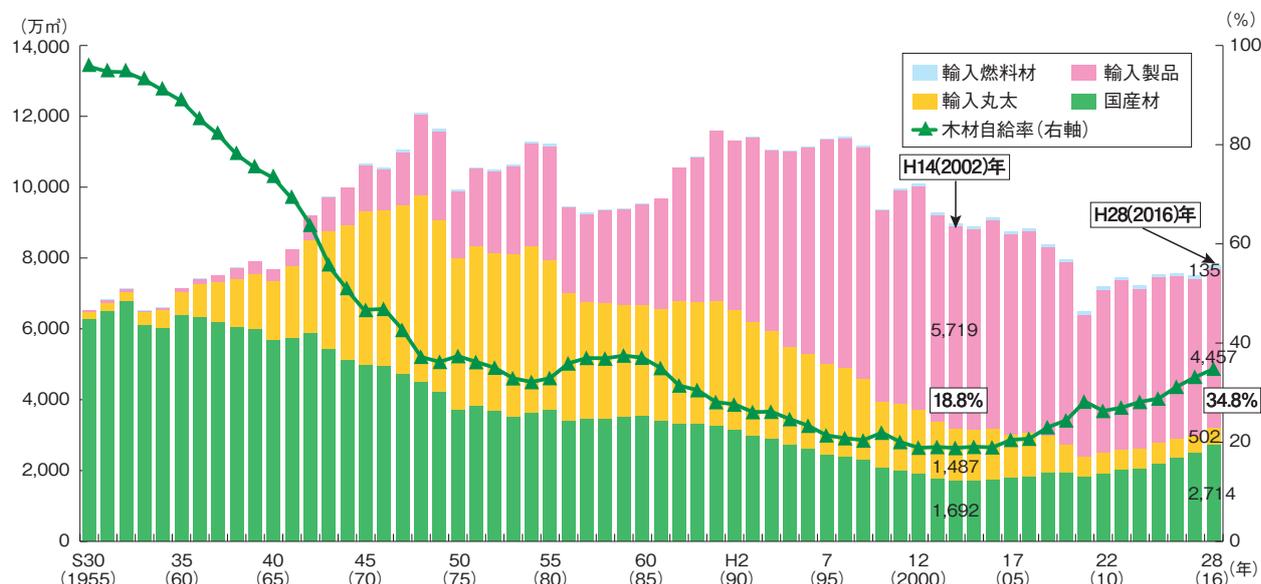
(1) 世界の木材需給の動向

- 世界の木材消費量は2008年秋以降減少したが、2010年以降は再び増加傾向。
- 北米では針葉樹製材の消費が回復傾向。欧州では針葉樹製材の生産が主要生産国で軒並み増加、中国、米国向けの輸出も大幅に増加。ロシアでは針葉樹製材の輸出が過去最高を更新、最大の輸出先は中国。中国は16年連続で世界第一の針葉樹丸太輸入国。
- 平成29(2017)年11月にはTPP11協定が大筋合意に至り、平成30(2018)年3月に署名。平成29(2017)年12月には日EU・EPAが交渉妥結。

(2) 我が国の木材需給の動向

- 木材需要量は、平成21(2009)年を底に回復傾向で、平成28(2016)年には7,808万 m^3 (丸太換算、以下同じ)。
- 国産材供給量は、平成14(2002)年を底に増加傾向で、平成28(2016)年には2,714万 m^3 。燃料用チップを含む燃料材は前年比59%増の446万 m^3 となり、大幅に増加。
- 木材輸入量は、平成8(1996)年をピークに減少傾向も、平成28(2016)年には微増し5,094万 m^3 。約9割が製品での輸入。
- 木材自給率は、平成28(2016)年には6年連続で上昇し、34.8%。

木材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

(3) 木材価格の動向

- 平成28(2016)年には、国産材の素材価格、製材品価格ともに、やや上昇。
- 国産木材チップ価格は上昇傾向。輸入木材チップ価格は2年連続で下落。

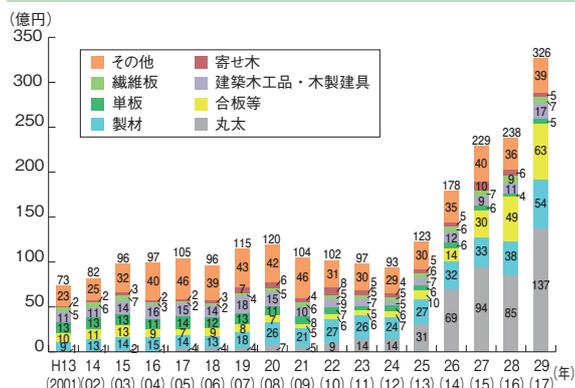
(4) 違法伐採対策

- 平成29(2017)年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法)が施行。全ての事業者、合法伐採木材等を利用するよう努力を義務付け。特に木材関連事業者は、取り扱う木材等について「合法性の確認」等の取組を実施。
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、登録実施機関に登録を行い、「登録木材関連事業者」という名称を使用可能。同10月から順次5機関が登録業務を開始(同年末時点)。
- 木材の合法性を適切に確認できるよう林野庁ホームページ「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報提供のほか、木材関連事業者の登録促進等の取組を実施。

(5) 木材輸出対策

- 木材輸出額は平成25(2013)年以降増加し、平成29(2017)年は前年比37%増の326億円。
- 中国の「木構造設計規範」の改定が、平成29(2017)年11月に公告され、平成30(2018)年8月に施行予定。この改定には、日本のスギ、ヒノキ、カラマツを構造材として規定するとともに、木造軸組構法を新たに位置付ける予定。これを見込んで、日中の木材関係者等が共同で、設計・施工に当たっての現場向けの具体的な指針の作成を実施。
- 平成29(2017)年12月に、ベトナムに続き、台湾に「ジャパンウッドステーション」を設置。日本産木材製品を展示・PRするとともに、市場動向等の情報を収集・提供。
- 平成29(2017)年6月に中国、韓国、台湾及びベトナムを対象とした「木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針」を取りまとめ。

我が国の木材輸出額の推移



注：HS44類の合計。
資料：財務省「貿易統計」

《事例》 プレカット加工等の技術を活かした製品輸出(「林産物の輸出取組事例集」(平成29(2017)年6月)より)

株式会社中東(石川県能美市)は、海外からの引き合いに応じて、プレカット加工した大断面構造用集成材等を韓国、中国、台湾、シンガポールに輸出。部材は駅舎、共同住宅、寺院、校舎、レストラン等に使用されており、現地での建方指導も実施。

加工技術に裏打ちされたブランド力を活かし、海外の業者に対してスギ・能登ヒバ・カラマツ等の地域材利用を提案。



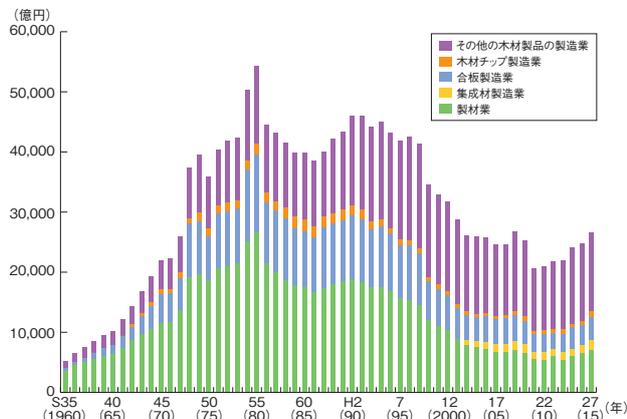
「木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針(平成29(2017)年6月)」の概要

国・地域	ターゲット		今後の取組方針	
	品目	対象者		
中国	①家具等に加工するための板材・合板等の半製品 ②内装・外装用材としての熱処理木材、床暖房対応フローリング材、内装用CLT及びLVL、DIY材としての着色木材など日本の加工技術を活かした木材製品(最終製品) ③構造部材(プレカット材)としての集成材、合板、LVL、CLT	②及び③については富裕層	(短期的な取組) ○日本の加工技術を活かした木材製品の認知度向上とブランド化の推進 ○日本産木材製品の販売促進活動 ○日本産木材を利用した内装施工における技能者の育成	(中・長期的な取組) ○木造軸組構法の普及 ○大学との連携による木造建築の人材育成 ○日本産木材を利用した住宅建設における技能者の育成
韓国	①内装・家具用としての板材、床材(最終製品) ②住宅の構造部材(プレカット材)としての集成材、合板、LVL、CLT	若い富裕層	(内装・家具用材) ○日本産木材製品の認知度向上とブランド化の推進 ○日本産木材製品の販売促進活動 ○日本産木材を利用した内装・住宅建設における技能者の育成	(住宅の構造部材(プレカット材)) ○木造軸組構法の普及 ○大学との連携による木造建築の人材育成 ○日本産木材を利用した住宅建設における技能者の育成
台湾	①下地材やフローリング基材に利用されるLVL、合板 ②内装材・家具用材としての床材、内装用CLT及びLVL、外装用材の熱処理木材 ③住宅の構造部材(プレカット材)としての集成材、合板、LVL、CLT	②及び③については富裕層	(短期的な取組) ○日本産木材製品の認知度向上とブランド化の推進 ○日本産木材製品の販売促進活動 ○日本産木材を利用した内装施工の技能者の育成	(中・長期的な取組) ○木造軸組構法の普及 ○大学や研究機関との連携による木造建築の人材育成 ○日本産木材を利用した住宅建設における技能者の育成 ○建築基準法の改正
ベトナム	(海外への輸出製品の原料としての需要がほとんどのため。)家具・内装材の材料となる製材、MDF、合板等の半製品 (ニーズを正確に把握できた段階で、ターゲットとする最終製品を絞り込む)		(短期的な取組) 同上	(中・長期的な取組) ○公共建築物の木造化への普及・PR

2. 木材産業の動向

- 木材産業は、原木の購入を通じて林業や森林整備を支え、需要者のニーズに応じた様々な木材製品の供給・開発等を通じて木材利用を推進。
- 我が国の木材産業では、競争力のある木材製品を供給できる体制の構築が課題。林野庁では、品質及び性能の確かな製品を低コストで安定供給するため、木材加工・流通施設の整備等に対して支援。
- 大型の製材・合板工場等の整備の進展や木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に対して、安定的かつ効率的な原木供給体制が課題。施業及び林地の集約化、主伐・再造林対策の強化等による原木供給力の増大、地域の核となる者が原木を取りまとめて供給する体制への転換、川上・川中・川下のマッチングの円滑化を推進。
- 製材業では、素材入荷量に占める国産材割合は7割。大規模工場に生産が集中する傾向。消費者ニーズや非住宅分野への対応等のため、JAS(日本農林規格)製品等の品質・性能の確かな製品の供給が必要。出荷量に占める人工乾燥材の割合は増加傾向。
- 集成材製造業では、国産材を原料とした集成材が徐々に増加しているものの、輸入製品を含む供給量全体に占める割合は15%。工場は大規模化の傾向。
- 合板製造業では、素材入荷量に占める国産材の割合は8割まで上昇。輸入製品を含む合板用材全体に占める国産材の割合は38%。工場は大規模化の傾向。
- 木材チップ製造業では、原料のうち木材チップ用素材のほとんどが国産材である一方、輸入木材チップを含む木材チップ消費量全体に占める国産木材チップの割合は3分の1程度。工場は大規模化の傾向。
- プレカット加工業では、木造軸組構法におけるプレカット材利用率が92%まで拡大し、施工時に使用される木材の選択に重要な役割。工場は大規模化の傾向。

木材・木製品製造業の製造品出荷額等の推移

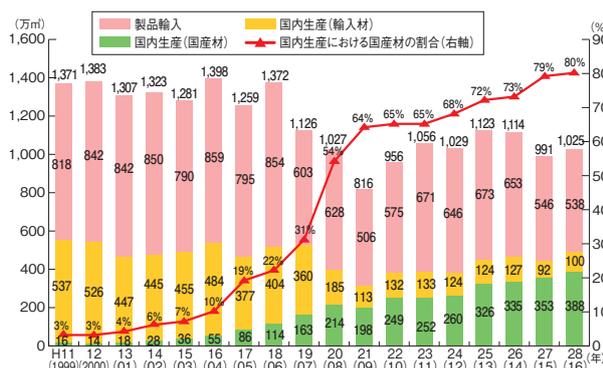


《事例》 品質・性能の確かな国産材製材の供給拡大の取組

二宮木材株式会社(栃木県那須塩原市)は、スギ平角製材をJAS認証に基づく品質・性能が明確な製品として生産し、供給拡大に向けた取組を実施。製品の全量測定によるデータ管理と在庫保有により、強度指定や短納期の発注にも対応。地域材の需要拡大と高付加価値化に期待。



合板用材の供給量の推移



《事例》 国産材への原料転換



株式会社ノダは、富士川工場(静岡県富士市)において、国産材合板を生産。従来、南洋材合板が多くを占めていたフロア台板を国産材から生産。

株式会社オービス(広島県福山市)は、輸入丸太の調達価格上昇から国産材への原料転換の取組を実施。

- CLT(直交集成板)を用いた中高層建築物等の木造化に期待。CLTの利用と普及に向け、CLTを用いた建築への支援、生産体制の整備等に加え、需要の一層の拡大に向けた取組を実施。木質耐火部材や、地域材を活用した横架材等の開発・普及も進展。
- 木質バイオマスについては、効率的なエネルギー変換・利用、セルロースナノファイバーや改質リグニン等を活用した高付加価値製品の開発が進展。
- 日EU・EPAやTPP11の交渉結果を受けた「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、加工施設の生産性向上、競争力のある品目への転換、原木供給の低コスト化等を推進。

《事例》 CLTによる2時間耐火床構造の6階建てビル



松尾建設株式会社(佐賀県佐賀市)は、鉄骨造6階建ての事務所棟と木造2階建ての会議室棟からなる本店新社屋を建設。

事務所棟の2~6階には2時間耐火構造のCLT床を採用。高層建築物における新たな木材需要の開拓には、床へのCLTの活用も有効。

会議室棟においては異樹種構造用集成材とLVLの合成梁等を使用。

3. 木材利用の動向

(1) 木材利用の意義

- 木材利用は、快適で健康的な住環境等の形成に寄与するだけでなく、地球温暖化の防止、森林の多面的機能の持続的発揮や地域経済の活性化にも貢献。
- 木材には、調湿作用、高い断熱性等の特徴。木材の香りによるリラックス効果など、木材による嗅覚、触覚、視覚刺激が生理・心理面に与える影響についても科学的根拠の蓄積等が進展。

(2) 建築分野における木材利用

- 我が国における木材需要の約4割、国産材需要の半数が建築用材。新設住宅着工戸数の約半分は木造。住宅向け建築用材の需要が、特に国産材の需要にとって重要。
- 関係事業者が連携した地域で流通する木材を利用した家づくり(「顔の見える木材での家づくり」)を推進。
- 低層住宅分野の需要減退が見込まれる中、中高層及び非住宅分野の木造化や内外装の木質化を進め、新たな国産材需要を創出することが重要。非住宅分野における木材利用の拡大に向けたシンボル性の高い取組として「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」における木材利用を推進。設計者等の人材の育成も支援。

《事例》 ツーバイフォー工法による5階建て商業ビル



株式会社リヴ(京都府向日市)は、同市内に、2~5階がツーバイフォー工法による木造(耐火建築物)となっている大型商業ビルを建設。

同社は、地域材を活用したツーバイフォー工法の採用により、品質・性能を確保しながら一般的な鉄骨造、鉄筋コンクリート造と比べて低コスト化を実現。地域の工務店による木造大型商業ビルの建築事例として注目。

(3) 公共建築物等における木材利用

- 公共建築物等木材利用促進法に基づき公共建築物等における木材の利用を促進。平成29(2017)年6月に同法に基づく基本方針を変更。3階建ての学校等の木造化の促進、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に積極的に取り組むことなどを規定。
- 平成28(2016)年度に着工された公共建築物の木造率(床面積ベース)は、前年度と同程度の11.7%。うち低層では前年比0.4ポイント上昇の26.4%。都道府県ごとの公共建築物の木造率は、都市部では低位など、ばらつきがある状況。
- 低層の公共建築物では民間事業者が整備するものが全体の6割以上、うち約9割が医療・福祉施設であり、これらの木造化・木質化を推進するための取組が必要。
- 地盤改良用の木杭やコンクリート型枠用合板など土木分野における木材利用を推進。

《事例》 木質材料による医療施設が都市部で実現 (「公共建築物における木材利用優良事例集」より)

医療法人社団中郷会新柏クリニック(千葉県柏市)は、医院の新築移転に当たり、木の癒し効果に着目。新たな建物は、鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造の混構造で、木質構造部材にはモルタルによる燃え止まり層を持つ長野県産カラマツの耐火集成材を、内装材には静岡県産ヒノキを使用。



(4) 木質バイオマスのエネルギー利用

- エネルギー利用された間伐材・林地残材等は年々増加し、平成28(2016)年には前年比61%増の433万m³。薪、炭等を含めた燃料材の国内生産量は446万m³(自給率76.8%)。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電施設が各地で整備され、主に間伐材等由来のバイオマスを活用した発電施設については、平成29(2017)年3月末現在、出力2,000kW以上の施設35か所、出力2,000kW未満の施設11か所が稼働。
- 木質バイオマスの熱利用・熱電併給は、初期投資の少ない小規模な施設であっても高いエネルギー変換効率を実現可能。近年、公共施設、一般家庭、施設園芸等において、木質バイオマスを燃料とするボイラーやストーブの導入が進展。「地域内エコシステム」の構築に向けた先行的なモデル事業を実施し、成果や課題を検証。

(5) 消費者等に対する木材利用の普及

- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」を展開。
- 「ウッドデザイン賞」では、木の良さや価値を再発見させる製品や取組について、特に優れたものを消費者目線で評価、表彰。平成29(2017)年度は250点が受賞。
- 子どもから大人までが木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進。ワークショップ等を通じた実践的な活動や、関係者間のネットワーク構築の取組等が全国で展開。

《事例》 地域の活性化につながる木材利用の取組



3回目となる「ウッドデザイン賞」では、東日本旅客鉄道株式会社等による「ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト」が農林水産大臣賞を受賞。秋田駅周辺施設のリニューアルにおいて、産学官が連携し、県産材を活用して木の持つ「親しみやすさ」や「心地よさ」を引き出し、集客効果にも寄与。

第V章 国有林野の管理経営

1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

- 国有林野(758万ha)は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割。奥地脊梁山^{りょう}地や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養^{かん}等の公益的機能を発揮。
- 多様な生態系を有する国有林野は、生物多様性の保全を図る上でも重要。我が国の世界自然遺産^{しれとこ しらかみ}(知床、白神山地、小笠原諸島^{おがさわら}、屋久島^{やくしま})の陸域の95%は国有林野。

(2) 国有林野の管理経営の基本方針

- 国有林野は重要な国民共通の財産であり、「国有林野事業」として一元的に管理経営。
- 国有林野事業では、平成25(2013)年度の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、林業の成長産業化に向けた貢献等の取組を推進。

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 個々の国有林野を、重視すべき機能に応じて「山地災害防止」「自然維持」「森林空間利用」「快適環境形成」「水源涵養^{かん}」の5つのタイプに区分し管理経営。
- 国有林野の90%は「水源かん養保安林」等の保安林。国民の安心・安全確保のため、治山事業により荒廃地や保安林を整備。また、民有林でも直轄で災害復旧を実施したほか、被災した地方公共団体に対する調査職員の派遣等の協力・支援を実施。
- 森林吸収源対策として、間伐等の森林整備、治山施設等における木材利用等を推進。
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」を設定するとともに、希少な野生生物を保護。また、シカ等の鳥獣による森林被害への対策等を実施。
- 「公益的機能維持増進協定」により、国有林に隣接介在する民有林を一体的に整備・保全(平成29(2017)年度3月末現在で14件(430ha)の協定を締結)。

《事例》 「平成29年7月九州北部豪雨」への対応

「平成29年7月九州北部豪雨」では、福岡県と大分県において山腹斜面が多数崩壊し甚大な被害が発生。九州森林管理局では、両県の災害対策本部への職員派遣、ヘリコプターやドローンによる被害箇所の概況調査等を実施。また、全国の森林管理局等の技術職員からなる「山地災害対策緊急展開チーム」を編成し、民有林の復旧に係る調査等の支援のため、延べ274名を派遣。九州森林管理局は福岡県知事からの要請を受け、同県朝倉市内の民有林において直轄治山災害関連緊急事業に着手。



現地調査の様子

《事例》 保護林がユネスコエコパークに

国有林では、これまでに、大分県と宮崎県の県境地域や群馬県と新潟県の県境地域に保護林等を設定し、生物多様性保全等の森林の有する多面的機能を高めるための保護・管理を実施。

こうした中、平成29(2017)年6月、これら保護林等を含む地域である「祖母(そぼ)・傾(かたむき)・大崩(おおくえ)」(大分県及び宮崎県)及び「みなかみ」(群馬県及び新潟県)がユネスコエコパークに登録されることが決定。



みなかみユネスコエコパーク

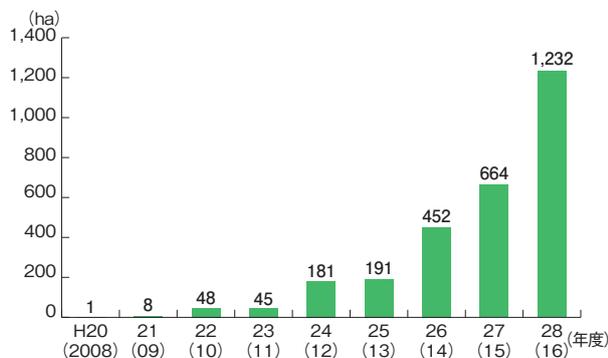


祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

(2) 林業の成長産業化への貢献

- 国有林野事業の組織、技術力及び資源を活かし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム等、林業の低コスト化等に向けた技術を実証・普及。また、林業事業者や森林総合監理士(フォレスター)等の人材育成を支援。
- 「森林共同施業団地」を設定し、路網整備、森林施業等において民有林と連携。
- 新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、上記の民有林との連携を一層推進することに加え、意欲と能力のある林業経営者に対して、国有林野事業の受注機会が増大するような配慮や林業経営者の情報提供等について検討。
- 製材・合板工場等と協定を締結し、国有林材を安定供給する「システム販売」を実施(平成28(2016)年度には国有林からの素材販売量の68%)。
- 「未来投資戦略2017」に基づき、国有林における木材の販売方法について、長期・大口ロットなど木材の安定的な調達等の観点から民間事業者等へ提案募集を実施。

コンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

《事例》 信州産カラマツのブランド化の取組

中部森林管理局は、長野県と共同で、県内産の林齢80年以上の高齢級カラマツ人工林から、径級30cm以上の良質な大径材丸太を厳選し、「信州プレミアムカラマツ」と称して供給・販売を開始。

高齢級カラマツは、強度に優れ、心材部分は鉛色となるなど無垢の横架材(梁桁など)に適した特徴。平成29(2017)年10月の初出荷では、国有林から21本、民有林から12本を出品。



記念発表会の様子



信州プレミアムカラマツ

(3) 「国民の森林」としての管理経営等

- 森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対して、「遊々の森」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」、「法人の森林」を設定し、フィールドを提供。また、地域の関係者や自然保護団体等と連携した「モデルプロジェクト」を実施。
- 地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け等を実施。また、「レクリエーションの森」(自然休養林など6種類)においては、地域関係者と連携して管理運営。
- 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、国有林野の除染等に取り組むほか、除去土壌等の仮置場用地を提供。

《事例》 社会貢献の森「陸奥湾の海と山をつなぐ森」の取組

東北森林管理局青森森林管理署(青森県青森市)は特定非営利活動法人白神山地を守る会と「社会貢献の森」の協定を締結し、平内町の国有林をフィールドとして活動。

平成22(2010)年に発生した海水温の上昇により、陸奥湾でホタテが大量斃死(へいし)したことをきっかけに、環境問題への意識の高まりから、翌年よりブナ、ミズナラ、イタヤカエデの植樹を実施しており、平成29(2017)年6月に開催された「第7回陸奥湾の海と山をつなぐ植樹祭」には、市内の高校生や大学生も含め約140名が参加。

第Ⅵ章 東日本大震災からの復興

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

(1) 森林等の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。そのうち災害復旧等事業により実施する箇所的大部分が工事に着手済みで、94%の工事が完了。
- 被災した木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援し、97か所が操業を再開済み。林業生産や木材製品の生産は、おおむね震災前の水準にまで回復。

(2) 海岸防災林の復旧・再生

- 被災状況や地域の実情、地域の生態系保全の必要性に応じた再生方法等を考慮しながら、海岸防災林の復旧・再生に向けた取組を実施。2020年度までの復旧完了を目標。
- 津波により被災した海岸防災林の要復旧延長は約164km。帰還困難区域等を除き、約161kmで復旧工事に着手済み(うち約82kmで工事完了)。
- 植栽・保育に当たっては地域住民や企業、NPO等も参加。苗木が計画的に確保されるよう、抵抗性クロマツを含む苗木の安定供給体制の確立に向けた取組を実施。

《事例》 民間活力を導入した海岸防災林の再生の取組



宮城県名取市の海岸防災林等では、平成23(2011)年から、「名取市海岸林再生の会」及び「公益財団法人オイスカ」が「東日本大震災復興支援 海岸林再生プロジェクト10ヵ年計画」により、クロマツ等の苗木の育苗、植栽、下刈り・除伐・つる切り等の保育作業等を実施。民間資金を活用するとともに、地域住民による苗木の自家生産や地元への保育作業の委託等を通じて地域の雇用を創出。

平成29(2017)年には、海岸防災林を重要なインフラと考え、将来にわたる保全を視野に活動を行ってきたことが評価され、「第1回インフラメンテナンス大賞」の農林水産大臣賞を受賞。

(3) 復興への木材の活用と森林・林業の貢献

- 応急仮設住宅の4分の1以上(約1万5千戸)を木造で建設。災害公営住宅(構造判明戸数)の約3割(約9千戸、平成29(2017)年9月末時点)を木造で建設又は建設予定。
- 被災者の住宅再建に向けた「地域型復興住宅」を提案する取組、非住宅建築物や土木分野の復旧・復興事業に地域の木材等を活用する取組も進捗。
- 地震と津波により発生した大量の災害廃棄物のうち、木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やボイラー燃料、発電等に利用。
- 被災地には震災以前から、人口減少や産業空洞化といった全国の地域にも共通する課題。解決に向け、林業・木材産業分野でも森林資源の活用を通じた取組を実施。

《事例》 CLTパネル工法による復興公営住宅が完成

平成30(2018)年2月、福島県いわき市に、CLTパネル工法による3階建ての復興公営住宅が完成。燃えしろ設計により1時間準耐火構造とし、2,295㎡のCLTを含む合計2,512㎡の木材を使用。

CLTパネル工法の採用により、CLTの普及促進や施工ノウハウの蓄積を図るとともに、一般的な鉄筋コンクリート住宅の6割程度にまで工期を短縮し、早期の住宅供給に貢献。



2. 原子力災害からの復興

(1) 森林の放射性物質対策

- 「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」(平成28(2016)年3月)に基づき、国は県・市町村と連携しつつ、生活環境の安全・安心の確保、住居周辺の里山の再生、奥山等の林業の再生に向けた取組や、調査研究等の将来に向けた取組、情報発信等の取組を実施。
- 避難指示解除区域等においてモデル地区を選定し、里山再生に向けた取組を総合的に推進する「里山再生モデル事業」を実施。間伐等の森林整備については、平成30(2018)年3月末時点で、川俣町及び広野町で作業完了、川内村、葛尾村、伊達市、富岡町、浪江町及び飯舘村で実施中。
- 公的主体による森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う林業再生対策を、平成29(2017)年度までに福島県内42市町村で実施。
- 森林内の放射性物質の分布状況の推移等について調査・研究を実施。
- 森林における放射性物質の分布等に係る知見を始めとした、森林・林業再生のための取組等について、シンポジウムや展示等の普及啓発活動を通じた、最新の情報の提供やコミュニケーションを実施。

《事例》 東京都内で福島県産の木材・木製品・林産物等の展示を実施

平成29(2017)年12月、農林水産省「消費者の部屋」(東京都千代田区)及び「日本橋ふくしま館MIDETTE(ミデッテ)」(東京都中央区)において、福島県産の木材・木製品・林産物等を紹介する展示を開催。木製品、きのこ加工品の展示や、福島県内で林業・木材産業等の分野で活躍している人を紹介する映像の上映等を実施。

同展示品の一部は、同11月及び12月に福島県と東京都の2か所において開催された「福島森林・林業再生に向けたシンポジウム」の会場でも紹介。これらの情報発信により、福島における森林の現状への理解の促進、幅広い関係者の参画・連携の下での福島森林・林業再生に向けた取組の進展に期待。



(2) 安全な林産物の供給

- 食品中の放射性物質の基準値(一般食品は100Bq/kg)に基づき、特用林産物23品目に出荷制限(平成30(2018)年1月現在)。
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に出荷制限を解除。きのこの生産継続・再開に向けて支援。また、野生のきのこ・山菜等の出荷制限の解除も進みつつある状況。
- 福島県産きのこ原木の減少に対応し、原木の安定供給に向けて需給のマッチング等を推進。

(3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

- 燃料や堆肥等に利用されていた樹皮(バーク)は、放射性物質の影響により製材工場等に一部滞留したが、廃棄物処理場での処理を支援し滞留量が減少。使用できなくなったほだ木等の処理も必要。

(4) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示等に伴う事業への支障や原木しいたけの減収等に関する損害賠償が実施。平成26(2014)年9月からは避難指示区域内の森林に係る財物賠償の請求受付、平成27(2015)年3月からは避難指示区域以外の福島県内の立木についても財物賠償の請求受付が実施。

○平成30年度 森林及び林業施策 概要

概説

森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図ることの重要性等を踏まえ、森林・林業基本計画等に基づき、所要の財政措置等を講じながら、各種施策に取り組む。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(面的まとまりをもった森林経営の確立)

- 「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化し、林業の成長産業化を図るため、森林情報の収集、境界の明確化、既存路網の簡易な改良等に対して支援する。
- 市町村において、森林の土地の所有者等に関する情報を一元的に取りまとめる林地台帳の整備を推進する。

(再造林等による適切な更新の確保)

- 伐採と造林の一貫作業システムの導入を推進するとともに、低コスト造林に資する成長に優れた品種の開発を進めるほか、苗木生産施設等の整備への支援、再造林作業を省力化する林業機械の開発に取り組む。
- 野生鳥獣による被害対策として、市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定を通じて、防除対策等を推進する。

(適切な間伐等の実施)

- 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」等に基づき、間伐等の森林の適切な整備を推進する。

(路網整備の推進)

- トラック等の走行する林道等と、主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備や、大型車両が通行可能な幹線となる林道の整備を推進する。

(多様で健全な森林への誘導)

- 育成複層林等の多様で健全な森林への誘導を進めるとともに、原生的な森林生態系等の保護・管理及び連続性の確保、シカによる植生被害対策等の推進により、森林における生物多様性の保全を図る。
- 自然条件や社会的条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が見込めない森林等について、水源林造成事業や治山事業等の公的主体による整備を推進する。
- 花粉の少ない森林への転換や花粉症対策に資する苗木の生産施設の整備など花粉発生源対策を推進する。

(地球温暖化防止策及び適応策の推進)

- 温室効果ガス削減目標の達成に向け、間伐や造林等を通じた健全な森林整備、保安林等の適切な管理・保全、木材及び木質バイオマスの利用等の森林吸収源対策を推進する。
- 森林吸収量を算定し報告するため、土地利用変化量や伐採木材製品の炭素蓄積変化量等、必要な基礎データの収集等を行う。あわせて、パリ協定の詳細ルール合意を見据えた技術的課題の分析・検討を行う。

(国土の保全等の推進)

- 保安林の適切な管理の推進を図るとともに、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模な山地災害の発生するおそれが高まっていることを踏まえ、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。
- 「流木災害等に対する治山対策検討チーム」中間取りまとめを踏まえた総合的な流木対策を推進する。
- 松くい虫等の森林病虫害防除対策等を総合的かつ効率的に実施するとともに、野生鳥獣による森林被害について、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ効果的かつ効率的な技術開発等を行う。

(研究・技術開発及びその普及)

- 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、産学官連携を図りつつ、研究・技術開

発を戦略的かつ計画的に推進する。

- 国と都道府県が共同して効率的かつ効果的な林業普及指導事業を推進する。

(山村の振興及び地方創生への寄与)

- きのご生産に必要な資材の安定供給、新たな需要の創出を通じた竹材の利用拡大等を図るとともに、東日本大震災の被災地等において、特用林産物の生産効率の向上を図るため、生産、加工及び流通施設の整備等に対して支援する。
- 山村に豊富に存在する森林資源を活用し、山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の地域資源の発掘・活用を通じた所得・雇用の増大を図る取組や林家等への安全指導等に対する支援を実施する。

(社会的コスト負担の理解の促進)

- 森林・林業の諸施策の着実な推進を図るため、社会的コスト負担の在り方について検討する。
- 「平成30年度税制改正の大綱」において、森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)を創設するとされたことを受け、必要な検討を行う。

(国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

- 多様な主体による森林づくり活動を促進するとともに、森林環境教育や木育を推進する。

(国際的な協調及び貢献)

- 国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発や、独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じた開発途上国等に対する協力を実施する。
- 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の円滑な供給及び普及拡大に対する取組を推進する。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成、スケールメリットを活かした林業経営、効率的な作業システムによる生産性の向上、経営感覚に優れた林業事業体の育成を推進する。

(人材の育成及び確保等)

- 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を進めるとともに、森林施業プランナーや森林総合監理士(フォレスター)の育成のための研修等を行う。

(林業災害による損失の補填)

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う森林保険の普及に努める。

III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(原木の安定供給体制の構築)

- 施業の集約化に加え、面的にまとまった共有林での施業促進等の取組を通じて、作業ロットの拡大を図る。また、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備や森林経営の基盤となる路網整備、間伐材生産や主伐・再造林の一貫作業などを推進する。

(木材産業の競争力強化)

- 木材加工・流通体制の整備のため、需用者ニーズに適確に対応した地域材の安定的かつ効率的な供給体制の構築に資する木材加工流通施設等に対して支援するとともに、品質及び性能の確かな製品の供給のため、乾燥施設の整備等を支援する。また、A材丸太を原材料とする付加価値の高い構造材等の製品や技術の開発、普及啓発等の取組に対して支援する。

(新たな木材需要の創出)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、民間事業者が整備する医療・福祉施設等の木造化・木質化を推進するための取組に支援する。
- CLTを用いた建築物の設計及び建築等の他、企画から設計段階に至る課題解決のための専門家派遣の

取組や、品質及び性能の確かな JAS 構造材を積極的に活用する工務店等の登録及び公表を行い、利便性や効果等を実証する取組を支援する。

- 「地域内エコシステム」の構築に向け、技術者の現地派遣や相談対応等の技術的サポートを行う体制の確立、実現可能性調査、協議会の運営、小規模な技術開発等に対して支援する。

(消費者等の理解の醸成)

- 「木づかい運動」を展開するため、森林づくり活動の促進に向けた取組と連携を図りつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした日本の「木の文化」の情報発信、木育の取組等を支援する。

IV 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

- 東日本大震災により被災した治山施設、林道施設の着実な復旧を図るとともに、被災した海岸防災林の復旧及び再生を推進する。
- 放射性物質の影響がある被災地の森林・林業の再生を図るとともに、放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保を支援する。

V 国有林野の管理及び経営に関する施策

(公益重視の管理経営の一層の推進)

- 森林・林業施策全体の推進に貢献するよう「森林・林業基本計画」等に基づき、多様な森林整備、治山事業、生物多様性の保全を推進する。

(林業の成長産業化への貢献)

- 森林施業の低コスト化の推進と技術の普及、森林共同施業団地の設定等による民有林との連携、木材の安定供給体制の構築を推進する。

(「国民の森林」としての管理経営と国有林野の活用)

- 国民の要請の適確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努めるとともに、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進する。

VI 団体の再編整備に関する施策

- 森林組合の経営基盤や業務執行体制の強化等に向けた指導を行うとともに、施業集約化の促進や生産性向上等による効率的な事業基盤の整備等を内容とする森林組合系統運動方針の実行性の確保に向けた指導を行う。